農業近代化資金融資機関一覧 別表 1

1 農業協同組合(10)

青 森 農 業 協 同 組 合 │ つがるにしきた農業協同組合 │ おいらせ農業協同組合 つがる弘前農業協同組合 相馬村農業協同組合

□ごしょつがる農業協同組合 十和田おいらせ農業協同組合 津軽みらい農業協同組合 ┃ゆうき青森農業協同組合

八戸農業協同組合

2 銀行、信用金庫、信用協同組合(8)

森 銀 行 ちの 4 行 行 手 銀

北銀 東 行 日 本 銀 北 行 東 奥 信 用 金 庫

青い森信 用金 庫 青 森 県 信 用 組 合

3 農林中央金庫青森支店

別表2 農業近代化資金制度適正管理措置基準

不適正事項	第21条に基づく 是 正 基 準	第25条に基づく 是 正 基 準	摘要
利子補給承認を受けた者以外 の者へ貸付けした場合	_	利子補給金の返還	利子補給承認取消
利子補給承認を受けた事業以 外の用途に貸付けした場合	_	利子補給金の返還	利子補給承認取消
事前着工を黙認した場合 借入申込前の着工の場合 利子補給承認前の場合	繰上償還 繰上償還(約定1回分)	利子補給金の返還 利子補給金の返還 繰上償還(約定3回分)	利子補給承認取消 利子補給承認取消
利子補給承認外の目的に使用 した場合 一部目的外使用の場合	繰上償還 目的外使用に係る貸付金 の繰上償還	利子補給金の返還 目的外使用に係る貸付金 の利子補給金の返還	利子補給承認取消
融資率超過貸付けの場合	融資率超過分の繰上償還	融資率超過分の繰上償還	
融資機関が不当に利子補給金 を受領した場合	_	当該不当分に係る利子補 給金の返還 利子補給承認拒否3か月 以内	
融資機関の取扱件数中多数の 違反事項が明らかになった場 合	_	利子補給承認拒否 3 か月 以内	
上記各欄以外の場合(施設機 械の利用の廃止又は売却等)	上記各欄に準ずる	上記各欄に準ずる	